持分なし医療法人移行のメリット・デメリット

＜メリット＞

（個人）

・出資持分について相続税が課されなくなる

・出資金の異動に伴う課税関係が発生しないため事業承継がスムーズに行える

（法人）

・出資者から払戻請求を受けることがなくなる

→非営利性の徹底と医療の安定的な継続を図ることができる

＜デメリット＞

（個人）

・剰余金があっても退社時、譲渡時に請求することができない

（法人）

・解散時の残余財産は国等に帰属してしまう

・寄附金や交際費の損金算入限度額の計算方法が変わるため限度額が下がる可能性がある

・移行時に医療法人を個人とみなして贈与税が発生する

Copyright(C)YoursBrainCo.,Ltd.Allrightsreserved.